

小野市文化財保存活用地域計画作成支援業務  
仕様書

## 1 業務名

小野市文化財保存活用地域計画作成支援業務

## 2 目的

市内の様々な文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、周辺環境を含め適切に把握し、中長期的な視野で計画的に保存・活用を推進していくための基本計画となる「小野市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、「豊かな人材と文化を育むまちづくり」に資することを目的とする。

## 3 対象地域

業務の対象地域は、小野市全域とする。

## 4 業務委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

## 5 業務内容

### （1）令和3年度事業

#### ①市内文化財のデータベースの作成

地域計画作成時の資料及びその後の文化財管理に利用するためのデータベースを作成する。データは小野市が提供する既往調査資料のほか、新たに市内 89 か所（別紙 1 のとおり）の建物及び建物内部に所蔵されている文化財の総合的把握調査の成果を一覧表・分布図により整理する。

#### ②基礎整理

小野市の自然・地理的環境、社会的環境、施策上の位置づけなどについて、『小野市史』などの既往文献・資料や関連計画、統計データ等をもとに整理する。

なお、歴史的背景の整理は小野市が行う。

#### ③自治会アンケート調査

市内の全 99 自治会を対象として実施する、①各地域に所在する文化財の把握、②歴史文化に関する意識調査アンケートの調査票の集計、分析を行う。

#### ④歴史文化の特徴の整理と関連文化財群骨子（案）の作成

上記①～③をもとに小野市の歴史文化の特徴を整理し、関連文化財群の骨子（案）を作成する。

#### ⑤協議の運営支援

小野市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）の開催にあたって、資料の作成、協議会への出席、議事録の作成を行う。協議会の開催は年2回を予定する。

#### ⑥打合せ協議

本業務による打合せは、対面による打合せを少なくとも3回以上とする。この他、業務の進捗に合わせて適宜オンラインやメールなどによる打合せを行う。

#### ⑦業務報告書の作成

上記①～⑥の業務成果をとりまとめた業務報告書を作成する。

### **（２）令和４年度事業＜参考＞**

#### ①市内文化財データベースの精査・とりまとめ

令和３年度に作成した市内文化財のデータベースの内容を精査するとともに、必要に応じて行う追加調査の成果をデータベースに追加し、とりまとめを行う。

#### ②関連文化財群の検討・整理

令和３年度に作成した関連文化財群骨子（案）をもとに、その構成や内容を整理する。

#### ③文化財の保存・活用の方針及び措置の検討

小野市における文化財の保存・活用の課題を整理し、文化財の保存・活用に関する取組の方針を検討して具体化するとともに、計画推進のための体制整備の方針を検討する。また、文化財の保存・活用のために実施する措置を検討し、計画期間における事業計画（案）を作成する。

#### ④文化財保存活用区域の計画の検討

文化財保存活用区域（１区域程度を想定）を設定し、同区域における文化財の保存・活用の方針及び措置を検討する。

#### ⑤地域計画骨子の作成

令和３年度の検討成果並びに上記①～③の成果を踏まえて、地域計画骨子（案）を作成し、令和４年度最終の協議会に提出する。

#### ⑥協議会の運営支援

協議会の開催にあたって、資料の作成、協議会への出席、議事録の作成を行う。協議会の開催は年2回を予定する。

#### ⑥打合せ協議

本業務による打合せは、対面による打合せを少なくとも3回以上とする。この他、業務の進捗に合わせて適宜オンラインやメールなどによる打合せを行う。

#### ⑦業務報告書の作成

上記①～⑥の業務成果をとりまとめた業務報告書を作成する。

### **（３）令和５年度事業＜参考＞**

#### ①地域計画（案）の作成

令和４年度に協議会に提示した地域計画骨子（案）について、協議会の意見や庁内関係部局との調整を踏まえた修正、基礎データの時点修正等の必要な修正を行い、地域計画（案）をとりまとめる。

#### ②地域計画概要版の作成

地域計画の内容の周知を図るため、地域計画の内容を要約した概要版を作成する。

#### ③協議会の運営支援

地域計画作成委員会（令和５年度は３回開催予定）の議事と参考資料を作成するとともに、同委員会へ出席し、議事録を作成する。

#### ⑥打合せ協議

本業務による打合せは、対面による打合せを少なくとも３回以上とする。この他、業務の進捗に合わせて適宜オンラインやメールなどによる打合せを行う。

#### ⑦業務報告書の作成

上記①～⑥の業務成果をとりまとめた業務報告書を作成する。

### **（４）その他**

#### ①完成後のデータの修正

地域計画完成後であっても誤りがあった場合には修正に対応すること。

## **６ 成果品**

本業務の納入成果品は、各年度ごとに以下のとおりとする。提出物に係る権利等は、原則として全て委託者に帰属するものとする。

### **（１）令和３年度**

- ①業務報告書（A４判カラー印刷） ５部
- ②業務に伴う電子データ（CD-R等電子データ） 一式
- ③アンケート結果・分析データ（CD-R等電子データ） 一式
- ④その他担当者が指示するもの

### **（２）令和４年度＜参考＞**

- ①業務報告書（A４判カラー印刷） ５部
- ②業務に伴う電子データ（CD-R等電子データ） 一式
- ③小野市文化財保存活用地域計画 本編 印刷用電子データ（マイクロソフト

ワード 2010 で利用可能な形式及び PDF、CD-R 等電子データ) 一式

④その他担当者が指示するもの

### (3) 令和 5 年度<参考>

①業務報告書 (A4 判カラー印刷) 5 部

②業務に伴う電子データ (CD-R 等電子データ) 一式

③小野市文化財保存活用地域計画 資料編 印刷用電子データ (マイクロソフトワード 2010 で利用可能な形式及び PDF、CD-R 等電子データ) 一式

③小野市文化財保存活用地域計画 概要版 印刷用電子データ (マイクロソフトワード 2010 で利用可能な形式及び PDF、CD-R 等電子データ) 一式

④その他担当者が指示するもの

## 7 その他特記事項

- (1) 業務実施に際して、各業務内容並びに実施方針について担当者と十分な意見調整を図ること。
- (2) 業務の履行に際して必要な図面及び資料等について、小野市が所有する資料は貸与するものとし、使用目的が完了した後は速やかに返却すること。
- (3) 受託者は、本業務に関わるすべての情報について許可なく外部に漏えい、転用してはならない。
- (4) 業務実施に際して、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するとともに、使用・掲載に係る事務手続きは受託者が行うこと。
- (5) 協議会の開催にあたっての委員の謝金・交通費・会場費等の開催に係る諸経費は、委託者が負担する。なお、各会議の資料印刷費は受託者が負担する。
- (6) 自治会アンケート調査の実施にあたっての調査票印刷費、郵送費等の諸経費は、委託者が負担する。
- (7) その他、本仕様書に明記されていない事柄について疑義が生じた場合は、その都度担当者と協議の上、決定するものとする。
- (8) 受託者が令和 3 年度の本業務を良好に遂行した場合は、令和 4・5 年度の地域計画作成に係る予算が成立することを前提に、受託者は令和 4・5 年度の業務を小野市と随意契約できるものとする。

(別紙1) 調査対象施設

地区名	名称 (所在地)
小野地区	阿弥陀堂 (神明町)
	地藏堂 (垂井町)
	観音堂 (中町)
	地藏堂 (天神町)
	太平寺跡 (天神町)
	お堂 (日吉町・公民館)
	地藏堂 (長尾町)
	雲光寺 (長尾町)
	地藏堂 (栄町)
	大日堂 (栄町)
	地藏堂 (浄谷町)
	遍照寺 (黒川町)
	薬師堂 (葉多町)
	薬師堂 (久茂町)
	地藏堂 (下大部町)
	観音堂 (片山町)
河合地区	薬師堂 (青野ヶ原町)
	薬師堂 (河合中町)
	観音堂 (河合中町)
	観音堂 (河合中町)
	松印庵 (河合中町)
	薬師堂 (河合西町)
	辻堂 (河合西町)
	不動堂 (新部町)
	観音堂 (新部町)
	薬師堂 (三和町)
	大師堂 (栗生町)
	大師堂 (栗生町)
	大師堂 (栗生町)

	大師堂（栗生町）
	大師堂（栗生町）
	大師堂（栗生町）
	地藏堂（栗生町）
来住地区	行者堂（黍田町）
	釈迦堂（黍田町）
	毘沙門堂（黍田町）
	阿弥陀堂（下来住町屋形）
	毘沙門堂（下来住町中村）
	観音堂（下来住町山寄）
	大師堂（来住町岩倉）
	大師堂（来住町蒔）
	薬師堂（阿形町）
	地藏堂（阿形町）
	観音堂（西脇町）
市場地区	薬師堂（市場町野入）
	薬師堂（檜山町）
	観音堂（榊町）
	行者堂（榊町）
	観音堂（大島町中）
	観音堂（大島町西）
	薬師堂（大島町東）
	観音堂（下山田西）
	観音堂（下山田東）
	阿弥陀堂（中山田）
	三尊堂（山田町船付）
	観音堂（山田町大上）
	薬師堂（池尻町）
	地藏堂（池尻町）
大部地区	薬師堂（高田町）
	薬師堂（喜多町）
	大師堂（鹿野町）

	薬師堂（敷地町）
	観音堂（王子町）
	地藏堂（中島町）
	観音堂（中島町）
	観音堂（古川町）
下東条地区	地藏堂（中谷町買野）
	阿弥陀堂（中谷町豊地）
	観音堂（中谷町豊地）
	阿弥陀堂（中谷町屋口）
	薬師堂（中谷町屋口・買野）
	阿弥陀堂（脇本町） 廃絶
	四ツ堂（万勝寺町）
	不動院（池田町）
	阿弥陀堂（曾根町）
	観音堂（曾根町）
	薬師堂（小田上町南小田）
	薬師堂（小田上町川北）
	地藏堂（小田下町川北）
	毘沙門堂（小田下町川北）
	毘沙門堂（船木町）
	阿弥陀堂（船木町）
	阿弥陀堂（中番町）
	毘沙門堂（菅田町）
	薬師堂（菅田町）
	観音堂（住吉町）
	地藏堂（久保木町）
	光明寺庵（久保木町）
	地藏堂（久保木町）